

各道立学校長 様

教育部長

学校職員のソーシャルメディアの私的利用に当たっての留意事項について
(通知)

職員の服務規律の確保については、これまでも機会あるごとに注意を喚起し、その徹底を図ってきたところであり、勤務時間外の私生活においても、自らの行動が公務の信頼性に影響を及ぼすものであることを深く認識して行動する必要があります。

インターネット上の誹謗中傷対策として侮辱罪の厳罰化に関する改正刑法が施行されたほか、近年は、スマートフォンの急速な普及などにより、インターネットの利用拡大が進み、ソーシャルメディア（ブログ、ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ、インスタグラム、ティックトック等インターネット上で提供されるウェブサービスを利用して、ユーザーが情報を発信又は相互に情報のやりとりを可能とする情報伝達媒体をいう。以下同じ。）の種類も多様化し、より身近な存在として広く普及していることから、次のとおり学校職員のソーシャルメディアの私的利用に係る留意事項を整理しましたので、所属職員への周知をお願いします。

また、本通知の記載事項については、職員が匿名で情報発信をするか否かに関わらずに留意する必要があり、違反した場合は、懲戒処分等の対象となることがありますので、あわせて留意するよう指導願います。

なお、本通知の施行に伴い、「学校職員のソーシャルメディアの私的利用に当たっての留意事項について」（平成25年7月5日付け教職第754号）は本日付けで廃止します。

記

1 ソーシャルメディアの私的利用の基本原則

ソーシャルメディアの私的利用に当たっては、地方公務員法（以下「地公法」という。）、教育公務員特例法（以下「教特法」という。）、公職選挙法、著作権法等の法令遵守を徹底すること。

特に、地公法に規定する信用失墜行為の禁止、守秘義務及び政治的行為の制限に違反する情報発信を行わないこと。

2 信用失墜行為の禁止（地公法第33条）

次に掲げる情報発信は、信用失墜行為に該当する場合がありますので、これらの情報発信は行わないこと。

特に画像や動画の内容に対する受け止め方は個人間で差があり、職員の私的な行為であっても、地方公務員としての身分を有している以上、一般の道民以上に厳しい、かつ、高度な行動規範が求められることから、慎重な判断が必要であることに留意すること。

- (1) 職務の公正性・中立性や教育の政治的中立性に疑義を生じさせるおそれのある内容
- (2) 個人又は団体を誹謗中傷する内容及び他人に不快又は嫌悪の念を起こさせるような内容
- (3) 公序良俗に反する内容、他人の権利利益を侵害するおそれのある内容及び社会規範に反する内容
- (4) その他職員としての信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるおそれのある内容

3 守秘義務(地公法第34条)

職務上知り得た個人情報やプライバシーに関する情報等の発信は、守秘義務違反に該当する場合がありますので、行わないこと。

4 職務専念義務(地公法第35条)

職場外での勤務(出張・外勤・在宅勤務)時間や時間外勤務時間を含め、勤務時間中のソーシャルメディアの私的利用は、職務専念義務違反に該当する場合がありますので、行わないこと。

また、業務上支給されている端末を利用して、ソーシャルメディアの私的利用は行わないこと。

5 政治的行為の制限(地公法第36条、教特法第18条)

特定の政党や候補者への投票を呼びかけるような内容の情報発信は、政治的行為に該当する場合がありますので、行わないこと。特に、教育公務員は、教育の政治的中立性の確保のため、勤務時間の内外を問わず、全国どこにおいても政治的行為が制限されるものであるため留意すること。

6 その他留意点

- (1) 所属又は氏名の一部又は全部を明らかにして情報発信する場合には、その情報発信が自らが所属する組織の見解を示すものでない旨を自己紹介欄等であらかじめ断ることが必要であること。
- (2) 特定の閲覧者の間での情報発信であったとしても、閲覧者が内容を転載し、さらに第三者が引用する等により拡散されるおそれがあること。

7 発信した情報等への対応

発信した情報が前記1～6に抵触していること(抵触しているおそれがある場合を含む。)を自覚した場合は、速やかに学校長を通じて教職員局教職員課サービス制度係に報告すること。

また、発信する前に内容に疑義があるときは、あらかじめ所属長に相談すること。

(総務政策局総務課職員公務管理係)

(教職員局教職員課サービス制度係)